

# 令和7年度宇治市入札監視委員会

## 第1回定例会議議事概要

### I. 会議の概要

1. 開催日時 令和7年5月30日（金）10時00分～12時30分
2. 開催場所 市役所8階大会議室
3. 出席者

委員会：中田委員長、田窪委員、若竹委員  
事務局：荻野総務・市民協働部長、上道総務・市民協働部副部長、神谷契約課長、山口契約係長、坂元主任  
関係課：山本配水課長、津田工務課長、大下営業課長、吉田学校管理課長、家塚源氏物語ミュージアム館長、田口デジタル政策課長、安留学校教育課長、藤原上下水道総務課水道経営係長、佐々木政策戦略課長 ほか

※会議の前段にて、貝副市長からの挨拶及び委嘱状の交付が行われ、委員の互選により中田委員を委員長に選出した。

### 4. 報告案件

- (1) 入札制度の概要
- (2) 令和6年度第4四半期の発注状況等
  - a 業者選定委員会・各部会の開催状況について（令和7年1月～3月）
  - b 指名停止の状況について
  - c 令和7年1月1日～令和7年3月31日の間に入札した案件について  
(契約方式別集計表・契約方式別一覧表)
  - d 令和6年度の入札等の実施状況について
- (3) 令和7年度入札・契約制度改革の概要について

### 5. 審議事項

- (1) 審議案件抽出理由
- (2) 審議案件
  - ① 【役務・公募型指名競争入札】

110488-1 水道漏水等に係る受付業務委託ほか（合冊3件）  
＜配水課、工務課、営業課＞
  - ② 【役務・公募型プロポーザル】

111341-2 宇治市立南部小学校給食調理等業務委託  
＜学校管理課＞

③ 【物品・競争見積】

111918-1 宇治市源氏物語ミュージアム常設展示案内図録

＜源氏物語ミュージアム＞

④ 【物品・公募型競争見積】

115019-1 コピー用紙（A4・A3・B4・B5）1箱あたりほか（合冊3件）

＜デジタル政策課、学校教育課、上下水道総務課＞

⑤ 【役務・公募型プロポーザル】

115492-1 宇治市ふるさと納税業務委託

＜政策戦略課＞

## II. 会議の結果

### 1. 経過

令和7年1月1日から3月31日までに入札した工事16件、コンサルタント4件、物品61件、役務87件の中から、審議案件5件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

### 2. 結果＜まとめ＞

今回審議の対象となった各案件は、個々の案件に特殊な状況があるが、入札結果については特に問題が見受けられるものではなかった。1者入札の案件については、原因を分析するとともに適正な競争環境が整うよう工夫されたい。公募型プロポーザル方式については評価基準の在り方について研究されたい。

### 3. 主な審議内容＜まとめ＞

#### 審議案件①について

【問】1者入札となった経緯を確認したい。

【答】参加資格を満たす市内登録業者は27者おり、その中で5者JVでの参加となると、参加業者は最大でも5JVとなる。過去の入札結果では、2JVが参加している状況が続いているが、今回は1JVの入札となった。原因としては、入札参加を失念していた又は発注情報を見落としていたのではないかと考えられる。

【問】3件を合冊としている経緯は。

【答】受付から工事の開始まで業務を迅速に行う必要がある。その中で、業務間で受付内容等について情報共有の必要があることから、迅速に対応ができるよう合冊としている。また一連の流れで業務が進むなど関連性もあると考えている。

【委員意見】1者入札となった経緯について確認できた。JVの構成員の数が参加のハーダルになっていないかなど、参加資格要件についての工夫を検討されたい。

#### 審議案件②について

【問】当初の発注で参加された1者が参加申込後に辞退された経緯及び2回目の入

札状況を確認したい。

【 答 】 1回目の発注は金額が合わないため辞退された。予定価格を見直し2回目も同じ公募型プロポーザルで発注を行った結果、1回目に辞退した1者から再度参加があった。

【 問 】 予定価格はほとんど調理費用か。

【 答 】 費用の大半は人件費。近年の入件費の上昇もあり、予定価格の設定については慎重に判断し上げたつもりであったが、結果として不足することとなった。

【 問 】 他に競合する事業者はいるのか。

【 答 】 新聞等でも調理会社の倒産等が報道されているなど厳しい状況もあり、同規模の業務を受注できる業者は少ないと思われる。

【委員意見】 1回目辞退となった経緯等について確認できた。今後、物価上昇や人件費高騰といった社会的情勢に対応した予定価格の設定等、入札方法について工夫されたい。

審議案件③について

【 問 】 落札率100%となった経緯を確認したい。

【 答 】 令和6年度の大河ドラマの影響もあり、図録の販売数が想定以上に増加した結果、年度末において在庫が僅少となった。通常の入札契約方法で発注した場合、納品までに時間を要し迅速な対応が困難であるため、緊急課長委任案件として競争見積で契約業者を選定した。発注にあたって、事前に予算の流用が必要となることから参考見積を徴取し予定価格を設定した後、改めて源氏物語ミュージアムの各種印刷物の印刷実績のある市内業者3者から見積を徴取した結果、参考見積を提出した業者が最低の価格であったため契約業者となった。

【 問 】 契約業者とその他2者の金額の差はどの程度か。

【 答 】 5万円程度である。

【委員意見】 落札率100%となった経緯について確認できた。

審議案件④について

【 問 】 1者入札（見積）となった経緯を確認したい。

【 答 】 参加資格要件は、地域要件のない参加資格者名簿登録のみと広く募る形としていたが、結果として1者のみの入札となった。その原因の分析まではできない。

【 問 】 納入方法はどのようにしているのか。

【 答 】 市役所、水道庁舎、小学校等が、各々の施設において必要になった時に、都度納品してもらうようになっている。小学校等は市内に点在しており、それぞれ納品することになるので、業者にとって納品に係る負担といったものが参加のネックになっていることも考えられる。

【委員意見】 1者となっている理由について精査し、納入方法なども含め、複数業者が入札に参加できるような価格設定の工夫をされたい。

## 審議案件⑤について

- 【問】公募型プロポーザルの現状、運用状況等を確認したい。
- 【答】令和5年度までは簡易公募型競争入札で業者を決定していたが、令和6年度は業務の都合上、特命随意契約とした。そして、今年度は公募型プロポーザルを採用した。

公募型プロポーザルの事務処理要領に基づき運用しており、まず公募にあたり事前の審査会を実施し、評価基準や評価項目を決定したうえで公募した。その結果、2者から参加申込及び提案があり、事前に決定した評価基準等に基づき点数付けを行い、第1位の業者を決定した。

- 【問】公募型プロポーザルに変更した経緯は。
- 【答】業務の内容によっては、業者がどのように成果を出されるかが大変重要なところ。価格だけで業者を選定するということが適さないのではないかと考え公募型プロポーザルに変更した。
- 【問】評価基準の採点表はどのように作成しているのか。
- 【答】案件ごとに異なるが、評価項目ごとに5段階で評価するといった方法が多い。実績件数など数字を元に評価することもあれば、評価項目における提案内容の優劣で評価することもある。

【委員意見】公募型プロポーザルの運用について確認できた。業者を決定するための評価だけなく、今後の業務のために、契約業者の成果についても提案内容と比較してチェックするなどの体制も検討されたい。

# 令和7年度宇治市入札監視委員会

## 第2回定例会議議事概要

### I. 会議の概要

1. 開催日時 令和7年10月10日（金）10時00分～12時00分

2. 開催場所 オンライン

3. 出席者

委員会：中田委員長、田窪委員、若竹委員

事務局：神谷契約課長、山口契約係長、坂元主任

関係課：安留学校教育課長、吉岡秘書広報課主幹、藤井水管理センター場長、正垣危機管理室長 ほか

4. 報告案件

（1）令和7年度第1四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について（令和7年4月～6月）

b 指名停止の状況について

c 令和7年4月1日～6月30日の間に入札した案件数について

5. 審議事項

（1）審議案件抽出理由

（2）審議案件

① 【物品・公募型指名競争入札】

116053-1 高速カラー複合機賃貸借 <学校教育課>

② 【物品・簡易公募型指名競争入札】

115973-1 国産普通乗用車（ミニバンタイプ）1台 <秘書広報課>

③ 【物品・特命随意契約】

115313-1 宇治市立小中学校一人一台端末一式 <学校教育課>

④ 【役務・簡易公募型指名競争入札】

115903-1 脱水汚泥再資源化業務委託（2） <水管理センター>

⑤ 【工事・指名競争入札】

115192-2 防災行政無線整備工事 <危機管理室>

### II. 会議の結果

1. 経過

令和7年4月1日から6月30日までに入札した工事41件、コンサルタント33件、物品56件、役務158件の中から、審議案件5件を抽出委員が抽出した。審議案

件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

## 2. 結果<まとめ>

今回審議の対象となった各案件は、個々の案件に特殊な状況があるが、入札結果については特に問題が見受けられるものではなかった。ただし、適切な競争環境が整うような工夫や、できるだけ仕様書等の不備による発注の取りやめが行われないよう引き続き努めていく必要がある。

## 3. 主な審議内容<まとめ>

### 審議案件①について

【問】応札が1者となった理由、長期継続契約の内容について確認したい。

【答】これまで1枚あたりの単価契約としていたが、今回からひと月ごとの使用上限枚数を設定した総価契約とした。また、カラー印刷にも対応している必要があることから、市が求める仕様に対応できる業者があまりいなかったことが、1者応札となった理由と考えられる。長期継続契約について、期間は5年間としており、契約金額を60で除した金額を毎月支払う内容となっている。

【問】予定価格はどのように設定されたのか。

【答】前回の納入業者を含め3者から見積を徴取し、その中で一番低い金額を予定価格として設定した。

【委員意見】競争性の観点から、特定の1者が有利となるような仕様、利用体系及び予定価格ではなく、複数の入札参加者が見込める予定価格等の設定が必要であると考える。また、使用上限枚数を設定した総価契約という契約内容が、デジタル化が進む現在において相応しいものかも含めて今後検討されたい。

### 審議案件②について

【問】不調となった経緯及び乗用車の仕様について確認したい。

【答】市長車が更新時期となったため、今回ミニバンタイプの乗用車を発注したが、新しい車の納期が長期化することが全国的にみられており、車両の確保が困難、納期が見通せない等の理由により参加表明のあった3者がいずれも辞退され不調となった。

【問】納期以外の仕様について、ネックになるようなところはなかったか。

【答】一般的に販売されている車両に必要最低限のオプションは付けることとしているが、ネックとなるような特殊な装備等を付けるといった内容にはっていない。

【問】今後どのように対応されるのか。

【答】スケジュールの関係から、今年度は一旦諦めて来年度に検討したい。

【問】中古車での調達は検討されなかったのか。

【答】基本的には、15年以上かつ10万km以上使用するという基準を設けている。

中古車にした場合、活用できる年数が限られてしまうこと等から、まずは新車での購入を考えている。

【委員意見】 経緯及び仕様について確認できた。引き続き可能な範囲で発注されたい。

#### 審議案件③について

【問】 落札率100%の理由、京都府市町村GIGA共同事業体の内容について確認したい。

【答】 端末の導入にあたっては、原則として都道府県単位で共同調達を行うという国のガイドラインが出たことから、京都府市町村教育情報化推進協議会が共同調達方式の入札で決定した事業者と随意契約を締結した。落札率については、1台あたりの単価が同協議会の契約において決まっているため100%となっている。共同事業体については共同調達を実施するために結成されたもので、6者の事業者により構成されている。

【委員意見】 落札率及び共同事業体の内容について確認できた。随意契約も適切である。

#### 審議案件④について

【問】 応札が1者となった理由、提出期限までに入札書不着のため不調となった理由について確認したい。

【答】 下水汚泥をセメント資材へ再資源化を行う事業者が全国で15者しかなく、今回指定している近畿地区についても非常に少ないと1者になったと考えられる。不調となった理由については、参加業者が入札書の提出期限を誤って認識していたためと聞いている。

【問】 メールなど紙によらない入札方法はできないのか。

【答】 まずは電子入札という方法が考えられる。ただし、入札契約事務のIT化については、他に電子契約や電子申請などの検討課題があり、費用等も踏まえ優先順位をつけて検討する必要があると考えている。

【委員意見】 不調となった状況等について確認できた。入札書の提出期限前に連絡するなど業者の単純なミスを防ぐための取り組みや、電子入札等の手法も検討されたい。

#### 審議案件⑤について

【問】 1回目入札取りやめ、再発注から低入札価格調査、現在の仮契約までの経緯を確認したい。

【答】 入札後に予定価格の公表を行ったが、予定価格に関する質疑の中で積算参考資料に不備があることが判明し、入札を中止した。その後、再発注にあたっては前回入札のあった3者で指名競争入札とし、開札の結果、失格基準価格以上で低入札基準価格を下回る入札があったため、低入札価格調査を実施した。調査の結果、契約の内容に適合した履行が可能と判断し、落札決定を行い、議決を要する工事のため仮契約を締結した。

【問】 積算参考資料の不備の内容は。

【答】 一部の材料費が共通仮設費に含まれているか、一部の労務費が技術間接費に

含まれているかについて記載がなく不明瞭であった。

【問】入札を中止せずに、続行させる方法はなかったのか。

【答】入札書の受付前に判明し、入札参加者が積算参考資料の内容について共通の認識を持ち入札することができていれば続行も可能であったかもしれないが、今回は入札後に判明しており、入札金額や低入札調査基準価格に影響が出ている可能性があったため、入札中止とした。

【委員意見】経緯について確認できた。入札中止については、公正な入札を執行する上で必要な措置であったことを確認した。